

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマトホールディングス株式会社
取締役社長 長 尾 裕

第157期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2022年6月23日開催の当社第157期定時株主総会におきまして、次のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報告事項 1. 第157期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
2. 第157期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、長尾 裕、芝崎健一、得能摩利子、小林洋一、菅田史朗、久我宣之の6氏が再選され重任し、新たに栗栖利蔵、小菅泰治、チャールズ・インの3氏が選任され、就任いたしました。

なお、得能摩利子、小林洋一、菅田史朗、久我宣之、チャールズ・インの5氏は、社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、新たに佐々木 勉氏が選任され、就任いたしました。

以 上

なお、上記定時株主総会終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。また、当社の取締役、監査役および執行役員の体制は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長 社長執行役員	長尾裕
代表取締役副社長 副社長執行役員	栗栖利蔵
代表取締役副社長 社長執行役員	小菅泰治
取締役	芝崎健一
取締役	得能摩利子
取締役	小林洋一
取締役	菅田史朗
取締役	久我宣之
取締役	チャールズ・イン
常勤監査役	川崎良弘
常勤監査役	佐々木勉
監査役	山下隆
監査役	松田隆次
監査役	下山善秀
専務執行役員	大谷友樹
専務執行役員	牧浦真司
常務執行役員	樫本敦司

第157期期末配当金のお支払いについて

当期の期末配当金につきましては、2022年5月17日開催の取締役会において、1株当たり23円としてお支払いすることを決議し、6月1日付けでお支払い関係書類をお届け住所あてにお送りいたしております。

配当金のお受け取りについてのご案内

配当金のお受け取り方法には、以下の4つの方法があります。

より安全かつ確実に配当金をお受け取りいただくためにも、銀行口座または証券口座でのお受け取りをお勧めします。

1. 保有する銘柄ごとに銀行口座を指定する方法：個別銘柄指定方式

保有されている銘柄ごとに振込先の銀行等の預金口座をご指定いただく方法です。

2. 保有するすべての銘柄の配当金を1つの銀行口座で受領する方法：登録配当金受領口座方式

配当金の振込先としてご指定の1つの銀行等の預金口座で、保有されているすべての銘柄の配当金を受領することができる方法です。

3. ご利用の証券会社の取引口座で受領する方法：株式数比例配分方式

証券会社に開設した取引口座にて配当金を受領することができる方法です。

同一銘柄の株式を複数の証券会社の口座にて保有されている場合、口座に記録された株式数に応じて配当金が配分されます。

ただし、特別口座に株式をお持ちの場合はご利用いただけませんので、特別口座の株式を証券口座へ振替える必要があります。

*特別口座：証券会社の口座を利用されていない株主様の株式をお預かりしている口座

4. 「配当金領収証」による方法

上記1から3のお手続きをされていない株主様には、当社からお送りします「配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局の窓口にて受領することができます。

配当金お受け取り方法の変更等についてのお手続き・お問い合わせ先

【証券会社の口座をご利用の株主様】

お取引の証券会社までお申し出ください。

【特別口座に記録された株式をお持ちの株主様】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部までお申し出ください。

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日午前9時～午後5時)